

常陸大宮市の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、令和元年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための必要な対策を実施することにより、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐことを目的としています。

早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は経営健全化計画を定めることになります。

令和元年度決算に基づき算定された常陸大宮市の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりすべての指標において基準値を下回り健全性を維持しました。

健全化判断比率

指標名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	—※1	12.91%	20.00%	普通会計※2の赤字を標準財政規模※3と比較したものです。
連結実質赤字比率	—	17.91%	30.00%	市の全ての会計の赤字や黒字を合算し、標準財政規模と比較したものです。
実質公債費比率	8.6%	25.0%	35.0%	特別会計や一部事務組合等も含めた市の実質的な公債費を、標準財政規模と比較した3ヵ年の平均値です。
将来負担比率	25.8%	350.0%		市の借金のほか関係法人等まで含めて市が将来支払わなければならない債務を、標準財政規模と比較したものです。

※1 赤字がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※2 一般会計と公営墓地、温泉事業、那珂地方公平委員会の3つの特別会計を合わせたものです。

※3 地方公共団体が標準的に収入されると見込まれる市税などの一般財源の規模を示すものです。

資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
上水道事業会計	—	20.0%	資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較した比率です。
下水道事業会計	—		
戸別浄化槽整備事業特別会計	—		
宅地造成事業特別会計	—		

資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。